

育児休業取得推進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成31年4月1日～平成36年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成31年4月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成31年4月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2. 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成31年4月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成31年4月～ 研修内容の検討
- 平成31年度～ 研修の実施